

演習シート

ケース

Fさんは86歳の男性でパーキンソン症候群を患っています。その症状が進み、通常食を摂れない状態となりました。しかし被告施設では、Fさんが刺身とうなぎを常食で提供してほしいと希望していること、Fさんの摂取状態は良好であり、常食の摂食は嚥下機能のリハビリテーションに資することからFさんに4品目（寿司、刺身、うなぎ、ねぎとろ）を常食で提供することを決定しました。被告施設は、その決定に基づき、Fさんに対し寿司を合計11回、刺身を合計13回、うなぎを合計6回、ねぎとろを合計5回それぞれ常食で提供し、Fさんはこれらをほぼ全て食べていました。

本件事故当時、85名が食堂において昼食を摂っていました。5名の職員が食堂内を巡回するように見回りをしていました。被告施設において、食堂で食事を提供する際、誤嚥やむせの危険がある入所者を職員の目が届きやすいようにまとめて着席させていました。すると食事中、Fさんの顔色が悪くなり、異変後、看護師はFさんの咽頭内に手を入れて義歯とまぐろの刺身一切れを取り出した後、Fさんを居室に移動させ、吸引機で吸引を施行しましたが、異物の確認はできませんでした。その後職員らはFさんをストレッチャーに臥床させ、心臓マッサージ、酸素吸入を開始するとともに、隣接する病院の医師を呼び出し、医師はFさんに吸引を施行して気道内にあったはまちの刺身一切れを除去し、気管内挿管を行いました。Fさんは意識を回復することなく植物状態となり、死亡しました。